

## 第5回茨城県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会開催結果

1 日 時 令和8年1月20日（火）14時00分から17時00分まで

2 場 所 水戸三の丸ホテル 4階 ステラ

3 出席者 委員<sup>※1</sup> 10名  
事務局 7名  
市町村<sup>※2</sup> 28名（オブザーバー）

※1 欠席委員については、事前に意見聴取を実施

※2 東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、水戸市、常陸太田市、高萩市、笠間市、常陸大宮市、鉾田市、茨城町、大洗町、大子町（東海第二発電所に係る原子力災害対策重点区域を含む市町村）

### 4 議 事

- (1) 検証項目「住民への情報伝達」
- (2) 検証項目「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」
- (3) その他

### 5 結 果

- ・ 前回検証した「住民への情報伝達」に対する追加説明・議論を行ったほか、今回新たに「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」に係る県の方針・対策案について検証を開始。
- ・ 委員から指摘のあった主なものは以下のとおり。これらを踏まえ、改めて県の方針・対策案を整理することとなった。
  - ① 検証項目「住民への情報伝達」
    - ◆ 「避難行動による混乱を避けること（住民の屋内退避を徹底すること）」を最も重要な事項として整理すること。
    - ◆ その上で、挙げられた課題（※）への対応の優先順位を示すこと。  
※ 要配慮者への伝達体制、広報文例の作成、流言飛語への対応、住民からの問合せへの対応 等
  - ② 検証項目「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」
    - ◆ 要員数・資機材数の試算に当たっての根拠を整理して示すこと。（時間軸が考慮されているものなのか、人命に関わる業務にあたる要員が含まれているのか等）
    - ◆ 要員・資機材の確保に当たっての考え方を明確にすること。（最低限確保が必要なものなのか、確保見込みがあるものなのか、あるいは国や他県に応援を要請していくためのものなのか等）

## 6 議事要旨

### 目次

(1) 事務局説明	2
ア 議題1 (検証項目「住民への情報伝達」)	2
(ア) 緊急時における情報伝達体制 (追加説明)	2
(イ) 緊急時における住民への情報伝達手段 (追加説明)	2
(ウ) 平時からの住民への情報提供 (追加説明)	3
イ 議題2 (検証項目「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」)	3
(2) 質疑応答・意見 (○: 委員、●: 事務局)	3
ア 議題1 (検証項目「住民への情報伝達」)	3
(ア) 緊急時における情報伝達体制	3
(イ) 要配慮者への情報伝達	5
(ウ) 県外の住民への平時からの情報提供・緊急時における情報伝達	5
(エ) 住民からの問合せ対応	6
(オ) 緊急時における住民への情報伝達手段	7
(カ) 平時からの住民への情報提供	8
(キ) 課題への対応の優先順位と期限	9
(ク) まとめ	11
イ 議題2 (検証項目「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」)	11
(ア) 想定要員数・資機材数の算定方法	11
(イ) 想定要員数・資機材数の算定の前提と位置付け	13
(ウ) 地震編の業務継続計画 (BCP) 適用の妥当性	15
(エ) 防災業務関係者の被ばく線量管理	16
(オ) 避難用バスへの同乗	17
(カ) 要員・資機材の応援・支援体制	18
(キ) 資機材の搬送体制	19
(ク) まとめ	19

### (1) 事務局説明

#### ア 議題1 (検証項目「住民への情報伝達」)

##### (ア) 緊急時における情報伝達体制 (追加説明)

資料1-1に基づき、以下の内容について説明した。

- ◆ 住民への情報伝達に係る国・県・市町村間の協議・意思決定フロー
- ◆ 県・市町村における住民への情報伝達方針
- ◆ 住民からの問合せ対応

##### (イ) 緊急時における住民への情報伝達手段 (追加説明)

資料1-2に基づき、以下の内容について説明した。

- ◆ 原子力災害時の情報伝達手段に係る県の方針
- ◆ いばらき原子力防災アプリ・双方向情報伝達システムの効果の検証結果
- ◆ いばらき原子力防災アプリ・双方向情報伝達システムの普及方針

(ウ) 平時からの住民への情報提供（追加説明）

資料1－3に基づき、以下の内容について説明した。

- ◆ 原子力防災の知識の普及・啓発に係る今後の取組方針

イ 議題2（検証項目「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」）

資料2に基づき、以下の内容について説明した。

- ◆ 検証する防災業務の範囲
- ◆ 要員数、資機材数の想定と確保見込み
- ◆ 要員、資機材の確保方針

(2) 質疑応答・意見（○：委員、●：事務局）

ア 議題1（検証項目「住民への情報伝達」）

(ア) 緊急時における情報伝達体制

- 資料1－1の課題②として「事故の各段階で広報すべき具体的な内容は未整理」とあるが、ここで重要なのは「各段階」をどのような区分として捉えるか、という点である。施設敷地緊急事態や全面緊急事態といった緊急事態区分はあるが、原子力災害時に住民の行動を切り替えるために必要な段階は、それだけではとても足りない。その段階をどのように捉えるかによって、住民の行動が大きく変わる。そうした検討をどのように進めていくのかが気になるところである。
- 前回、委員から出た意見を踏まえ、現状の課題を整理し、対応方針を示していただいたものと理解している。対応しなければならない事項は多いように見えるが、その全てを県が担わなければならないというわけではないと思う。また、資料1－1「住民等へ伝達すべき内容」において、「県の行う広報の内容」に「農林畜水産物等の出荷制限等の状況」の記載がある。摂取制限・出荷制限に関しては、原子力災害対策本部の下に設置される原子力被災者生活支援チームの放射線班が中心となって方針を決め、県に対して状況確認を行うことになると思う。その連携を踏まえ、県がどこまで担うのか、国がどこから決めるのかを、国と調整の上、あらかじめ整理しておくとういと思う。国、他県、民間事業者など、頼るべきところが多くあるので、そうしたところから始めていくと、課題に対応できるのではないかと思う。
- 県地域防災計画において、国、原子力の専門家、学識経験者等と協議し対応する旨が定められている事項もある。そうした方々の協力を得ながら進めてまいりたいと考えている。
- 今回は県の情報発信について整理していただいているが、資料1－1「住民への情報伝達に係る協議・意思決定のフロー」のとおり、情報発信は県だけで行うものではない。発電所の状況については、ERC（緊急時対応センター）の記者会見の方がより詳しく、今後の状況の見通しも含めて、丁寧に説明される。そうすると、県がその補完として何を担うのかという整理は重要であると思う。訓練でERCの記者会見を見ていると、内容の多くは発電所の状況である。一方で、県民が知りたいのは、例えば「今、水道水を飲んでよいのか」

「電車はいつまで動くのか」といった、生活に密着した内容である。専門家にとっては当たり前に思えることでも、住民にとっては不安になる。そのような住民の生活に関する問合せは、県や市町村に来る可能性が高い。それらの中には、県や市町村が独自に整理しなければならないものもあるかもしれない。その点も含め、国との役割分担は、事前に整理しておいた方がよいと思う。最終的に県民からの窓口は、県庁や市町村が担うほかない。極端に言えば、国が担わない部分は、県や市町村が受け持つことになる。そのつもりで、単に「原子力防災に関する情報」として一括りにするのではなく、どこが何を重点的に担うのかを、事前に整理しておく方がよいと思う。

- ご指摘のとおり、ERCは記者会見という媒体を使って報道機関に伝える形を取っている。一方、住民が取るべき行動を具体的に示すことは、県と市町村の役目であると思う。また、住民に直接伝えられる媒体を持っているのも、県と市町村である。その違いを認識しつつ、直接住民に伝える側としての役割を明確化しながら、情報発信の在り方を検討してまいりたいと考えている。
- EMC（緊急時モニタリングセンター）に関しては、基本は県と関係機関が適切にモニタリングを行い、情報発信をしなければならないはずであり、そこは県の役割が大きいと思う。その点が資料ではあまり明確になっていないように思うので、放射線の測定結果を、どのように住民へ情報提供していくのかというところは、県の役割として明確に記載していただいた方がよいと思う。
- 今回はフロー図において、齟齬なく遅滞のない情報発信が可能な体制が整備されていることをお示しした。ご指摘のとおり、県民にとっては、例えば「水を飲んでよいのか」といった身近なことが気になるところであるため、モニタリング結果に基づいた情報提供についても、県の役割として意識してまいりたい。
- その点は追記していただければと思う。
- 県において情報伝達を担当する部署は、一般の広報担当部署なのか、それとも原子力専門の部署なのか。どちらであるか。
- 災害時の情報伝達であるため、災害対策本部事務局の広報班が担当することになる。構成員は広報担当職員が中心であるが、どのような内容を発信するかについては、災害対策本部として対応するため、原子力部門も含めて全体として取り組むことになる。
- その方がよいと思っている。一方で、資料1-1のフロー図は、原子力に関する情報伝達の中で完結している。例えば自然災害を起因とした原子力災害の場合、地震情報や津波情報など、自然災害に関する情報伝達も同時に行われる。その際、広報担当が全体を把握し、混乱なく伝えられなければならない。そういう意味で、この資料の外側にもう一段大きい枠として、他の情報伝達と原子力の情報伝達がどのような関係で進められていくのか、そこで問題が生じないか、といった検証や整理が必要だと思った。
- オフサイトに関する情報発信についてはOFC（オフサイトセンター）が担うが、その中で国と自治体がより密に広報内容を調整する必要があると思う。そうしないと、情報の齟齬が生じ、必ず住民から質問を受けることになる。その点は、きちんと対応していただきたい。そういったことも、今後、訓練体制の中に組み込み、情報発信に齟齬がないようにしていただければよいと思う。

- 資料1-1「流言飛語への対応」について、資料に書いてあることはもっともであり、正しい情報を適切に発信していく努力は最低限必要である。ただし、流言飛語を抑止する観点として、例えば条例を整備しておくといった対応も考えられる。原子力災害に限らず、農作物の風評被害などが生じると茨城県の経済的損失は大きくなる。そのような関連部局を含め、県庁全体の共通の問題として、流言飛語の抑止に向けた取組も検討していただければと思う。
- 様々な分野で、流言飛語や事実ではない情報が出回るといったニュースも耳にする。その点も念頭に置き、取り組んでいきたいと思う。

#### (イ) 要配慮者への情報伝達

- 外国人、視覚障害者など、情報が届きにくい方への情報提供を、今後更に充実させていただければと思う。
- そういった方への情報伝達については、一般災害も含めて非常に大きな課題であると認識している。こうした点についても、様々な手法を通じて今後取り組んでいく予定である。
- 在宅の避難行動要支援者をどのように避難させるのか、という課題がある。他地域において、住民に協力してもらい、その方々が実際に在宅の避難行動要支援者に電話して、「避難できますか」「避難手段はありますか」といったことを確認し、避難手段がないと言われた場合は、福祉車両を手配する、といった訓練を実施したことがある。他県の事例を確認しながら、そのような仕組みを作っていくとよいのではないかと思う。
- 在宅の避難行動要支援者については、移動手段の確保も含めて大きな課題であると考えている。引き続き目標を立てて取り組んでまいらる。
- 資料に「要配慮者」という言葉があるが、例えば、医療的ケア児、妊産婦、放射線感受性が高い可能性のある方々への配慮をどうするかなど、配慮事項ごとの具体的な対応は今後追加していくことになると思う。ただし、この議論を詰め過ぎると、「何から取り組むのか」という最初の議論が整理しにくくなるため、やり過ぎない方がよいのではないかとも思いながら聞いていた。
- 「要配慮者」の項目では、在宅の避難行動要支援者と、その支援者への支援については、入れていただいた方がよいと思う。

#### (ウ) 県外の住民への平時からの情報提供・緊急時における情報伝達

- 県内向けの情報提供が中心とはいえ、県外にも茨城県関係者は多いと思う。県外にいる茨城県民だけでなく、茨城県で事業を行っている方もいれば、これから茨城県に行こうと思っている方もいると思う。そのような方々に対する情報提供も、今後検討いただければと思う。
- 茨城県にゆかりのある県外在住者や県外へ出張している方のほか、茨城県に関心を持っている方などへの発信については、県が主体になると考えている。東京都に所在する茨城県の事務所などを通じて、情報発信・情報伝達に取り組んでいきたいと考えている。

## (エ) 住民からの問合せ対応

- 茨城県は、東海村 JCO 臨界事故や、福島第一原子力発電所事故の際に、ゲルマニウム半導体検出器で放射性物質の濃度を測定していたため、かなり細かい数値で汚染状況などを情報提供していたと思う。そのため、茨城県内には知見が多く蓄積していると思う。必ずしも国に頼るのではなく、過去の経験や Q & Aなどを整理し直し、「茨城県ではこうだ」ということを発信していただく方が、より重要ではないかと思う。
- 資料 1-1 の課題⑥について、住民からの問合せに対する Q & A は未作成とのことだが、住民からの問合せは多様なパターンが想定され、作成するのは簡単ではない。担当部署が問合せに対応するのか、発信は広報班であっても受付は別のところになるのか、といった整理も必要になる。また、県の発信と他の機関における発信内容が異なると、必ず苦情が寄せられる。その対応まで考えると、Q & A だけでも情報伝達と同じくらい検討事項が多いと思う。そのため、Q & A だけで情報伝達とは別に項目を立てて整理した方がよいのではないかと思った。
- Q & A については、県民が取るべき行動を含め、幅広く想定して作る必要があると思う。検討してまいりたい。
- 原子力災害に関する問合せは、放射線に関するものが中心であり、福島第一原子力発電所事故や JCO 臨界事故の際もそうであったが、住民から出てくる質問には一定のパターンがあると思う。その場その場で対応しなければならない自然災害とは異なり、外部被ばくや内部被ばくについて不安に思う点は、多くの住民に共通していることだと思う。もちろん原子力災害時に対応することも必要であるが、事前にできることは相当あるはずである。NEAT（原子力緊急時支援・研修センター）が所在する県でもあるので、関係者と相談しつつ、Q & A はあらかじめ作っておいた方がよいと思う。
- 住民がどこへ問合せを投げてるのかを想定しておかないと、本来集約したい窓口ではないところに問合せが行き、混乱することもあり得る。そうであれば、問合せ先を発信の段階で示しておく必要がある。県や市町村から住民への一方向の伝達だけでなく、住民からの問合せが、どのルートで入ってくるのかを想定した体制を考えた方がよいと思う。また、Q & A が一定程度できていれば、AI チャットボットなどの活用も考えられる。AI チャットボットにあらかじめ Q & A を組み込めば、住民の疑問がチャットボットで解消できるケースも多い。これは様々な災害対応で検証されているので、そのような手段を位置付けることで、問合せ件数を減らし、職員の負担軽減にもつながるなど、様々な効果が期待できる。その意味でも、Q & A は非常に重要であると思う。
- 今回、課題を明確に示していただき、とても参考になった。県の対応方針も明確になってきたのではないかと思う。Q & A の件であるが、福島第一原子力発電所事故の際の対応があるはずなので、放射線に関する疑問はある程度パターン化されていると思う。そういったものを Q & A の作成に役立てることはできると思う。

- まず作るべきQ&Aは、自治体職員向けのものであると思う。自治体職員は、頻繁に人事異動があるため、担当者が原子力防災の仕組みをきちんと理解している状況を確立することが第一である。少なくとも担当者は、原子力防災の仕組みを確実に理解しておかなければ、原子力災害への対応に齟齬が生じる。そこがQ&Aの最低限のラインであると思う。きちんとした知識を持った担当者が整理すれば、「住民はこのようなときにこのような不安を持つ」といった点も自然と見えてくるので、それがQ&Aの大本になるのではないかと思う。ただし、状況に応じた対応は、発電所の状況などによって変わるため、Q&A集に載せにくい部分もある。そこは臨機応変に対応するしかない。それでも、基本の部分について、自治体職員が誰に聞かれても同じことを答えられるようにするための資料があれば、それがQ&Aの第一歩になるという気がする。
- 今回の資料では、避難中の住民へどのように情報を伝達するかという視点を加味する必要があるような気がする。避難の途中で予定していた避難経路が使えなくなったためルート変更が必要となった場合には、おそらくラジオやメールなどで情報が流れると思う。そのような情報を、どのように流していくか、という視点を加味する必要があるのではないか。避難中の住民は、一時集合場所や避難退域時検査場所などで、「この後どうなるのか」など、細かい質問をしてくると思う。Q&Aがあれば答えられる部分もあると思うが、現場がそれに対応し過ぎると、避難が遅れることにもなり得る。したがって、現場での問合せを迅速にさばける体制を、県職員だけでなく、市町村職員や実際に現場で災害対応に従事する自治体職員ではない方も含めて考える必要がある。例えば、自治体職員でない方が現場で住民から問合せを受けた場合には自治体職員へつなぎ、そこで回答してもらうなど、現場を円滑に回すための体制整備という視点も持っていただきたいと思う。
- 広報文例や住民問合せ用のQ&A集については、本来は国が標準版を作成し、それぞれの地域が必要に応じて修正して活用する形がよいのではないかと考えるが、国などと連携した県の取組に期待する。

#### (オ) 緊急時における住民への情報伝達手段

- 今回のいばらき原子力防災アプリ（以下「県アプリ」という。）について、実証実験の結果が良かったという点はとても良かったと思う。一方で、県アプリを通じて得られた情報を、市町村にどのようにフィードバックするのか、どのように情報共有するのか、また、住民に対しても、どのようにリアルタイムで情報をフィードバックするのか、SNSで行うのか、県アプリを通じて行うのかなど、検討状況を教えていただければと思う。
- 県アプリについては、訓練の際に、市町村職員に操作していただき、発信まで行っていただいた。どの程度届いたか、どの程度反応があったかといった点も、既に市町村と共有している。使い勝手や、住民の意見は継続的に反映し、市町村と一緒に県アプリの改修や機能改善につなげていきたいと考えている。
- 市町村ともリアルタイムで情報を共有しながら県アプリを運用する、ということに理解した。よいと思う。

- 情報伝達の手段については、SNS、テレビなど、様々なものがあるが、有効な手段は年々変わっていく。例えば年に1回、情報伝達手段の有効性を見直すといったフローを位置付ければ、常に有効な手段を選択できるのではないかと思う。その際、どこまでの人を伝達対象とするのか、まずは全体像を明らかにすることが必要である。その上で、手段ごとにどの程度届く可能性があるのかを、簡易なシミュレーションでもよいので想定し、どの程度の割合で届けられるのかを把握する。それを年に1回実施することで、県民や対象者にとっても、どのような手段で情報が来るのか、といったことが分かりやすいと思う。また、その手段の穴や課題が見つかった場合も、対処しやすいと思う。
- 情報伝達手段について、社会状況の変化により有効なツールが変わり得るため、そのツールを見直す必要があるという点は、改めて重要だと感じた。
- 情報伝達の本当のゴールは伝達の先にある、伝達を受けた側が、避難するのか待機するのかなど、実際にどう行動するのか、という部分である。この伝達によって、住民が適切な行動を取れたのかを検証することが重要である。例えば、ある手段で9割程度に伝達できたとしても、その9割が伝達によって適切に行動できるのかを検証する必要がある。また、伝達できなかった残り1割に対してどのように対応するのも検討しなければならない。県として「伝達はゴールではない」という認識を示していただきたいと思う。
- 伝達の先の取組についても、よく考えたいと思う。
- 緊急時における住民への情報伝達手段として、県アプリ、双方向情報伝達システム（以下「双方向システム」という。）が非常に有効に機能し、双方向システムにおいては、ほぼ90%程度で有効であったとのことである。これはかなりすごいことだと思っている。他県でもアプリを導入しているが、なかなか関心を持ってもらえていない事例を知っているため、その意味でもよく取り組まれていると思う。一方で、アプリ以外の手段として、最後は広報車、防災行政無線など、人による手段が必要になる。例えば畑に行っていて聞こえないとか、山の中で作業しているとか、そのような方の取りこぼしが気になる。そういったところは消防や警察の協力を仰ぐことになると思う。
- 県においては、県アプリを整備したほか、双方向システムの運用も開始する予定であるが、一方で、災害時には、あらゆる情報伝達手段を用いて取りこぼしがないように伝えることは、県地域防災計画でも定めており、平時から一般災害でも使われている防災行政無線、緊急速報メール、広報車による巡回などを組み合わせて対応することとしている。
- 双方向システムについて、避難指示等の的確な伝達のためには、民生委員などの要配慮者の支援者にも普及を積極的に進めるべき。

#### （カ）平時からの住民への情報提供

- 資料1-3の課題①として、これまで原子力や放射線の基礎知識の普及は行ってきたが、今後は原子力防災についての内容も拡充していく、と書いていただいており、その点は結構であると思う。ただし、「原子力防災の中身」が何であるのかを整理する必要がある。原子力防災の内容自体が固まっていない段階で「原子力防災について説明します」と言われても、住民としては何を説明されるのか分かりにくい。一度に全てのことを説明しても住民が理解するのは難しいので、理解してもらう順番を含め、制度設計をしていただきたい。

- 資料1-3の課題④として、「住民の理解度の把握手段の不足」を挙げただいたと思うが、対応方針を見ると、ヒアリング、広報紙の掲載内容、アンケートフォームの開設・活用、講座事業の実施後アンケートなどとなっている。ただし、アンケートなどに回答する人は、一定程度、既に原子力防災に関心を持っている層に偏る可能性があると思う。全体の把握という意味では、そもそも原子力防災に関心が薄い層の実態も踏まえた方がよいのではないかと考えた。この点は、社会調査などを行うことも一案ではないかと思う。
- ご指摘のとおりである。講座受講者など、このような媒体を見て回答する方は、一定の知識がある、あるいは意識が高い方に偏るため、サンプルとして偏りがあると思っている。県内には様々な方がいるため、原子力のことをあまり知らない方の意見も含めた住民の理解度を把握できるよう、広報部門とも連携しながら、意見の集め方を検討していきたいと考えている。
- 行政のマンパワーは限られるので、原子力防災に係る知識の普及・啓発に当たっては、キーパーソンとなる人に重点的にターゲットを設定して取り組むことも効果的と考える。例えば、民生委員などの要配慮者の支援者、学校の教職員、避難輸送に当たるバス事業者の関係者といったキーパーソンが原子力防災について理解していれば、これらの支援を受ける要配慮者や児童・生徒、避難する住民などの円滑な避難の実施につながるのではないか。

#### (キ) 課題への対応の優先順位と期限

- 資料1-1において未整理や未整備となっている課題への対応について、今後の予定を示してほしいと思う。本委員会で結論まで出すのか、それとも2、3年かけて対応するのか、その見通しを伺いたい。
- 今回お示した課題については、できるところから、なるべく早期に取り組んでまいりたいと考えている。
- 他の道府県でも原子力災害時の住民広報に係るマニュアル等は整備されているかもしれないが、具体的な文例まで整理されている例は多くないと思う。ぜひ整理していただきたいと思う。
- 何が未整備なのかを示していただいたが、ひとまずそれでよいと思っている。ただし、「いつまでに何を行うか」を示す必要がある。全てを一度に整備しなければならないということではなく、最低限整備が必要な事項と、1、2年後に整備が必要な事項を分ける、という考え方でもよいと思う。しかし、その優先順位やメリハリがよく分からない。最低限速やかに「決めるべきこと」と、その後「順次改善していくこと」を分け、段階的に進める考え方が必要だと思う。
- ゴールを明確にしておかないと、何をいつまでに行うかを整理しないまま、とりあえずできることから取り組んで対応している、という形になりかねない。例えば、資料1-3の県の方針として「住民に対する原子力防災に係る広報・啓発の強化」と記載されているが、「強化」という方向性だけでなく、「何をどのように強化するか」まで整理する必要があると思う。ただし、少なくとも前回の委員からの指摘に対し、まずは未整理である点を整理して示し、「ここからスタートする」という姿勢を明確にした点はよいと思うので、ぜひ次のステップへ進めていただきたい。

- 前回頂いた意見を踏まえて課題を整理した中で、県の地域防災計画には記載があるが、現段階では検討の途上となっている項目がある。今回は、それらを課題として挙げさせていただいた。行政の役目として、それらに対応する時期や制度設計、取組の強化策を明確にすることは重要であると思うので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えている。
- 大前提として、やるべきことは山のようにあり、自治体職員だけで対応できる範囲には限りがある。全部を終わらせるには、時間がいくらあっても足りない。したがって、「何を優先して、いつまでに行うのか」という優先順位と期限をどう設定するのが、次のステップとして重要になると感じる。課題を一つずつ挙げていただいております、どれもできれば素晴らしい内容であるため、ぜひ一つずつ取り組んでいただきたいと思いますと思うが、当然これで全部終わりということではない。この次のステップで見直していく姿勢を明確にした上で、「これはいつまでに行う」というものが見えるとよいのではないかと、という印象を受けた。
- もし県の方が住民と10秒だけ話せるとしたら、その10秒で何を伝えるか。おそらく原子力事故の多くの場面では、「焦らずに屋内退避し、次の指示を待て」というメッセージになると思う。つまり、屋内退避を促すことが、住民への情報伝達の中核になるのではないかと感じる。その観点から見ると、少し細かい議論に寄り過ぎていようにも感じる。「この課題にも対応して、あの課題にも対応する」というのは、一つずつ進めればよいのだろうが、大前提として何を最優先にするのが、今回の資料からは分かりにくいと感じる。
- 前回は委員から「大事なポイントをしっかり押さえる」という話を頂いていた。今回は情報伝達のフロー図で、齟齬のない、遅滞のない情報伝達が可能な体制が整備されていることをお示した。ご指摘のとおり、情報伝達に関する課題として、東海第二地域は発電所から30km圏内の人口が全国最多であることから、いかにパニックを起こさずに避難行動につなげるかが重要である。原子力災害というと、どうしてもすぐに避難しなければならないと認識されがちであるが、まずは家にいていただくことが基本であると考えている。そのため、このような基本的な行動につなげていくために、どのように伝えるか、どのようなメッセージで、どのような媒体で伝えるのがよいのか、といったところも念頭に置きながら、検討していきたいと考えている。
- 委員の意見として共通していたのは、優先順位を示すという点であると思う。茨城県で優先順位が最も高いのは、避難対象人口が多いことであり、まずは屋内退避をしてください、というメッセージを出すこと、すなわち避難行動による混乱を避けることが、茨城県において極めて重要だと思う。その点がやや明確になっていないため、そこを明確に大前提として置いた上で、他に検討すべき課題についても対応の順番を整理する必要があると思った。
- 優先順位の観点から言えば、流言飛語への対応は、緊急時に流言が問題となって大きく混乱することは、どちらかと言えば稀である。例えば、避難先で誹謗中傷を受ける、原子力災害で風評被害が生じて農作物が買われなくなる、といったことは、どちらかと言えば時間が経過してから生じることであって、緊急時の避難においては、優先順位は下がると思う。どの順番で進めるかはもちろん大事であるが、そもそも何を重要視するかという優先順位が、資料では十分ではなかったのではないかと感じると思うので、もう一度整理していただきたい。

## (ク) まとめ

- 検証項目「住民への情報伝達」については、前回と今回の2回にわたって議論を行った。本日も多くの意見を頂いた。次回かそれ以降かは分からないが、一旦ここまでとし、課題が多く挙がっていることを踏まえ、まず整理が重要であると思う。対応方針も含めて整理した上で、本委員会が終わるまでに全てを解決するという事ではないとしても、一定の方向付けは必要だと思う。そのことを踏まえて整理した上で、もう一度議論できればと思う。

## イ 議題2（検証項目「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」）

### (ア) 想定要員数・資機材数の算定方法

- 今回算定した想定要員数は、基本的に自治体職員のみであり、原子力事業者などの協力者は含まれていないという認識でよいか。
- ご認識のとおり。原子力災害対応においては、実動組織、指定公共機関、民間事業者などの協力も期待しているが、それらについては規模を把握することが難しいため、今回は県と市町村における想定要員数を算定した。
- 検証する業務の範囲は、警戒事態から施設敷地緊急事態、さらに全面緊急事態における放射性物質放出前までを想定しているという理解でよいか。
- 緊急事態における初期対応段階、すなわち全面緊急事態における避難や放射性物質放出後の一時移転を実施するまでの範囲を対象としている。したがって、長期にわたる避難所運営、除染などは今回の検証の対象とはしていない。行政職員がどの程度その業務に従事できるかを把握する目的で、UPZ内から住民を避難・一時移転させるところまでに必要な要員を算定している。
- 避難退域時検査は原子力事業者などが協力してくれることになっていると思うが、想定要員数には含まれていないということか。
- 避難退域時検査の実施主体は県である。実際には多くの要員と技術的知見が必要であるが、各会場に配置する県職員は、責任者と副責任者の2名のみを想定している。その他の検査要員については、平時から訓練も実施している、東海第二発電所の事業者である日本原子力発電株式会社や原子力事業者間協力協定を締結する原子力事業者からの応援を前提としている。なお、当該協定に基づく応援要員は、最大で3,000人程度が見込まれる。ただし、今回は、そのうち県職員が対応する部分のみを算定した。今回の算定では、検査要員として30人程度が必要と示しているが、これは各会場において、3交代制で各2名の県職員を動員する想定による。実際には、県職員以外の検査要員を含めると、各会場に必要な要員は数百人規模になると思われる。
- 施設敷地緊急事態要避難者数、入院患者数、発災直後に医療機関にいる方の数など、対象となる避難者数の見積りと、想定要員数の算定がどのように関係しているのかを確認したい。対象となる避難者数はこれまでの委員会において示されているが、その後の細かな前提が示されていないため、要員の確保に関しても、どれくらい必要なのか議論しにくい。その点については、次回までに整理していただければよいと思う。

- 資料2「要員数の想定」において、例えば避難退域時検査の要員数は、1日当たり30人と想定した。算定基準に検査場所数を記載していなかったが、現在、県が指定している検査場所の候補地は44か所ある。これまでの議論を踏まえると一時移転対象者数が最大約10.5万人であるため、これをUPZの全人口である約85.2万人で按分すると、44か所ではなく5か所という計算になる。その場合、10.5万人が一時移転するのに、現状の5か所で足りるのか、といった論点も出てくる。このあたりの考え方の説明が不足していたため、改めてお示ししたいと思う。
- 興味深い数字だと思いながら資料を見ていたが、そもそも原子力防災が何を目的として実施すべきものであるのかという視点が重要。放射線被ばくによって亡くなる可能性はあるものの、福島事故の教訓とおおり、主として問題となるのは災害関連死である。急性放射線障害で多くの方が亡くなるということではなく、避難するかどうか分からない状態のまま、食料やスタッフが不足し、それによって亡くなる方が増える。これが福島の大事な教訓である。したがって、想定要員数を算定する前に、まずは亡くなる方を減らすために、県として最低限必要なマンパワーを算定する必要がある。つまり、原子力災害により新たに生じる業務に従事する要員と、亡くなる方を増やさないために最低限継続する必要がある通常業務にあたる人員を分けて考える、というのがスタートになってくる。今回の想定要員数の算定は、新たに生じる業務に何人必要かという整理が中心であり、これは2番目の作業になると思う。県庁や市役所においては、通常業務を最低限動かすための最低限必要な人数があるはずで、その人数を下回れば、原子力災害対応以前に、通常業務の継続が優先されるフェーズがあるはずである。その上で、余力として出てくる人員が原子力災害対応に回る、という考え方の方が、福島の教訓に照らして妥当ではないかと思っている。
- 県では、地震編のBCPにおいて、災害時にも継続しなければならない優先度の高い通常業務が整理されており、当該業務に必要な人数が定められている。また、応急復旧業務などの発災直後に対応が必要な業務についても、優先順位を付けた上で、必要な職員数を示している。それ以外の業務は、緊急時には必ずしも実施する必要のない業務として整理しており、当該業務に従事する職員については、防災業務への動員が可能であると想定し、「3,744人」という人数を算定している。
- 実際に一時移転や避難を考えると、人員と実働時間の問題が大きいのではないかと。福島第一原子力発電所事故の際には、福島県内の8町村の職員は、発災から数日間は夜に仮眠を取る程度で災害対応に当たって、住民を避難させていた。それが望ましいという意味ではなく、事実としてそうだったということであるので、例えば、「広報車による情報伝達」については、3交代にできると思うが、「避難用バスへの同乗」については、途中でバスの中で交代することは現実的ではないわけで、実際には、一人の行政職員がバスに同乗したまま避難先まで対応することになる。人数の想定は重要であるが、実際にはどのように運用されるのかを示す必要があると思う。

- ご指摘のとおりである。必ずしも業務の途中で8時間ごとに交代する、ということにはならないと思う。一方で、実際の運用として3交代しない場合でも、他機関などに応援をお願いする際には、安全側に立った規模感として、実勤務8時間を想定して「これくらい的人数が必要」と示す方がお願いしやすいといった考えから、一律3交代として算定した。
- 了解した。3交代という前提がどのような意味を持つのが整理されれば、議論できると思う。

#### (イ) 想定要員数・資機材数の算定の前提と位置付け

- PAZの避難やUPZの一時移転については、比較的やるべきことが決まっているため、要員数や資機材数を算定しやすい。一方で、一番難しいのは、数十万人規模の屋内退避時に何が起り、何が必要かという点であり、ほとんどシミュレーションできていない。そのときに行政職員がどのように動くべきか、あるいは動けるのかということや、住民が本当に屋内退避を継続できるのかということによって、必要な防護資機材は変わるのではないかと思う。行政職員が着用する防護服や防護マスクだけでは済まないのではないかという気がする。確実に分かっていることで算定できている部分と、まだ実施していない部分は、区別して示す必要がある。
- 今回、要員が使用する主な資機材である個人線量計や防塵マスクなどを、確保が必要な防災資機材として整理した。一般住民が使用するマスクなどについては、今回の算定には含めていない。また、屋内退避については、例として「食料等配給」を記載したが、その他にも、基本的な生活維持のための行政サービス、医療機関の運営継続、店舗の営業継続など、国において整理されつつあると認識している。詳細については、検証項目「住民の屋内退避への支援策」において、具体的にご説明させていただきたいと思う。
- 了解した。このような数値を示す際には、前提を明確にし、この数値が何を意味し、何を算定の対象としており、何を対象としていないのかを明確にすることが重要であるので、そこを明確にさせていただきたい。
- 今回の算定は、システムが崩壊しないためのギリギリの最低人数を示したいのか。それとも、原子力災害時に働いてくれる人の数を増やしたいと思って算定しているのか。災害時には県職員や市町村職員も被災者となり得るのであって、自分の家族の状況が分からない中で参集を求められても、行きたくないと思うのが自然である。この人数が何を求めているのか、その方向性を明確にすべきであると思う。
- 検証する防災業務の範囲については、市町村からも意見を聞き、市町村によっては「こういう業務があるが入れないのか」といった指摘もあった。まずは関係市町村の意見も踏まえ、県として最低限必要と考えられる業務について、1日3交代を前提に想定要員数を試算として算定した。いずれにしても、そのあたりの考え方の整理が重要であると考えている。市町村職員だけでは不足することが目に見えている中で、県がどれくらい応援するのか、どの程度他県に応援を要請するのか、といった規模感を把握するために、想定要員数をお示しした。個別業務の人数は想定により変動し得るが、数千人といった規模感で応援を求める必要があることに変わりはないと考えており、そのために何が必要かを検討することを目的として作成した資料である。

- 試算のときに精度を高めようとする、想定パターンが増え、幅も出てきて大変だと思う。しかし、一番大事なのは、この試算によって、県、国、市町村などの行動が変わる閾値を超えるか超えないかということである。その閾値を超えても取るべき行動が同じということであれば、細部の精度は重要ではなくなる。したがって、行動・判断の基準と閾値との関係を意識していただくとよいと思う。
- 県や市町村の職員の安全・安心、職員を守るための計画であるという観点を試算の目的として入れていただきたいと思う。職員も被災者になり得るし、ここ最近の自然災害でも、災害対応の負荷や状況により、行政職員の離職が問題となっている。原子力災害対応で疲れてしまったり、うまくいかなかったりしたことが離職につながり、県としての魅力が下がることは避けるべきである。住民の安全確保が第一であることは当然として、併せて職員の安全を守るところも意識した試算にいただきたいと思う。
- 要員数や防災資機材数の算定は、最初に想定したものが完成形ではないので、まずこの考え方の前提を明確に記載し、その上で実効性をどういう手順で詰めていくのか、今回示した数値の位置付けを明確にしていれば、最初の資料としてはこれでよいと思う。その次に実効性を検証してほしい観点を示していただき、それから詰めていけばよいと思っていて、最初は理想的な標準型で考えてよいと思う。職員の参集も、初めから長期間の対応を前提とするのではなく、理想的には3交代とした場合にこうなる、という形で示し、実際に無理であれば2交代などに落ち着いていくこともあるかもしれない。要員を確保するためには、放射線被ばくのリスクがある状況下でも参集してくれるのかといった点が、職員との協議事項に含まれるかもしれないし、最初の計画から最終的な実行計画に至るまでのステップを意識して資料を作成することが重要であると思う。
- そろそろ県と市町村の関係を整理した方がよいと思っている。以前は重点区域内の全員が避難するという前提で計画を立てていたかもしれないが、本委員会では最大で約17万人が避難・一時移転を実施する前提で議論している。いろいろな調整などは残るとしても、何がクリアできて何がまだかということを整理したい。県としては、県が何をやるべきかということに加え、マンパワーが不足する市町村をどのようにカバーするかということまで含め、ある程度予備力を持つ必要がある。市町村が役割分担どおりにすべて実施する前提では、うまくいかない可能性がある。マンパワーが不足する市町村については、最終的には県の応援が必要になる。できていないところ、難しいところを直視し、どうするかという議論に入る時期に来ている。県と市町村との連携を密にし、住民が安心できる計画を策定する段階に来ていると思う。
- 県としては、市町村の意見を十分に踏まえながら取り組んでまいりたい。避難所の確保については、住民一人ひとりの避難先をあらかじめ定めておくという観点から、避難元と避難先を紐付けた協定を結んでおり、県もその取組に協力しているところで、かなり進んできている状況である。

- 数字の良し悪しについては今後精査していくとしても、この数字をどのように扱うのが気になる。県による応援可能数が最大約 3,700 人、必要となる応援要員数が最大約 3,000 人と想定しているため、応援可能数の 8 割を動員するような状態になっている。本当にその前提で進めることができるのかは気になる。できるだけ必要となる要員数を減らしていくという対策だとは思いますが、現時点でどのように捉えているのか、何とかなると考えているのか、更に減らすべきと考えているのか、そのあたりの今後の方向性を示しながら数字を出さないと、数字だけを見て、単に「多い」「少ない」といった議論になりかねないと思う。
- 県職員の確保人数については、当然下振れするリスクがある。その場合の対応として、他地域からの応援を想定する必要があるため、その点も改めて示したいと思う。
- 例えば、住民の避難用バスへの乗車について、そもそも迎えに行く場所はどこか、どのバスに誰が乗ったかをどのようにチェックするのかということと考えると、作業量が非常に多い。1 台につき 1 人の要員で足りるのか、どれくらいの要員がどのように名簿チェックを行うのかなど、気になる点がある。このように整理すると、今回の想定要員数では不足するといったことも明らかになることがあり得る。対策③「住民の屋内退避への支援策」、対策④「避難者の移動手段の確保方策」、対策⑤「避難時間短縮のための対策」について検証するときに、想定要員数にフィードバックすることもあると思うので、その点も念頭に置いて次回以降示していただければと思う。

#### (ウ) 地震編の業務継続計画（BCP）適用の妥当性

- 令和 3 年度に作成した BCP を前提としているとのことだが、この BCP は、どのような災害を前提としているのか。
- 地震編である。
- 地震発生時の職員対応と、原子力災害時の職員対応は全く違うと思うが、なぜ地震発生時の BCP が参考になるのか。
- BCP は、大規模災害などを想定した際に、大規模地震を前提として、応急対策として実施すべき業務と、大規模災害時でも継続すべき通常業務を整理したものである。
- 必要な職員の整理方法には様々あるが、気になるのは、瞬時に動員できる職員と、例えば屋内退避が決まった後に要請して、実際に参集できる職員とでは、意味が全く違うという点である。今回の資料では一桁の数字まで示されているが、そもそもその要員を事前に把握できているのかという基本的なところに疑問が生じる。そのため、地震編の BCP から算定してよいのか。例えば、屋内退避の指示が出れば学校は休校になるし、共働き世帯では、どちらかが家にいなければならない状況も生じ得る。地震のときは参集できても、放射性物質が飛散している状況で職員が登庁してくれるかどうかは、これまでほとんど検証されていないと思う。また、インターネットが使用できる状況であれば、自宅で業務ができるため、それによっても状況は変わる。特に難しいのは、屋内退避時の地域の維持活動であり、これまで実施されたことがない対応なので、

そこが非常に難しい。どうしても、一時移転させる人数の多さや時間の少なさに目が向きがちであるが、実際に困難なのは、屋内退避の対象となる広い地域をどのように維持するかである。さらに、職員の中には放射線に関する知識や経験がない方も多いため、実際に活動できるのかという点は、事前に検証しておくべきである。

- 資料2「要員の確保見込み」の表の「防災業務への動員可能想定数」における「3,744人」は、地震編のBCPの考え方に基づいて計算したということでのよいのか。
- ご認識のとおり。
- どのように計算したのかが分からないと議論できないため、次回で構わないので、計算の考え方を具体的に示していただいた上で議論すればよいと思う。
- 原子力災害対応において要員確保は一丁目一番地であり、地震編のBCPを基に算定することについては、改めて検討してほしい。ただし、それは原子力編のBCPを新たに作れという意味ではない。現行の地震編のBCPで、何が推定できて何が推定できないか、そこだけはメリハリを付けて示していただきたい。そうしないと、議論の前提が不明確なまま進み、何が分からないかが分からない、という状況になりかねない。
- まずは数値も含めて示していただくということをお願いしたいと思う。

#### (エ) 防災業務関係者の被ばく線量管理

- O I L 2の基準値である $20\mu\text{Sv/h}$ を超えた環境で活動する人について、何日程度活動可能なのか。どれくらい現場で活動すれば基準を超えるのか、基準を超えた場合に当該要員は活動できなくなるのか。そのあたりの考え方があるのであれば教えていただきたいと思う。
- JAEA（日本原子力研究開発機構）では、空間放射線量率が $20\mu\text{Sv/h}$ の環境下で仮に1年間生活した場合、屋内にいる時間と屋外で活動する時間を考慮した上で、 $2\sim 4\text{mSv}$ 程度の被ばくを受けると試算している。一方、県職員のうち被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量限度は、1年間につき実効線量で $50\text{mSv}$ と定めている。したがって、 $20\mu\text{Sv/h}$ の環境下での活動であれば、 $50\text{mSv}$ に達するまでには相応の時間がかかると考えられるため、一定期間の活動は期待できると思う。防護措置を講じた上で活動するため、実際の被ばく線量は更に低減できると考えている。また、放射性物質の放出中は活動しない前提であり、プルームが落ち着いた後、活動可能な段階から活動する想定である。ただし、協力をお願いする民間の方については、必ずしも同じ基準とは限らず、相互の理解に基づく合意が必要だと考えている。例えば、バス協会との「避難住民等の緊急輸送等に関する協定」では、運転手の被ばく線量は $1\text{mSv}$ を限度とすると定めている。このように、相互の合意の下で被ばく線量限度が定められると考えている。
- そうすると、資料に記載されている想定要員数は、そのまま活動可能な人数として受け取ってよいか。
- 他の委員からもご指摘があったように、自治体職員からは、追加被ばくを受け入れられないといった意見が出る可能性がある。ただし、県職員や市町村職員は公務員であり、基本的には防災活動に従事していただく前提で算定している。

- 要員の被ばく線量管理について、規模を見積もるということも重要である一方、原子力災害対策指針において、防災業務関係者の被ばく線量の管理は、基本的に所属する組織が行うことになる。しかし、屋内退避の支援者、個別避難計画の支援者として記載されている民生委員、自治会の方などについては、被ばく管理をどこが行うのか。
- 原子力災害対策指針のとおりであれば、緊急事態応急対策を要請した組織が管理するため、民生委員などについては、市町村が被ばく線量を管理することになるかと思う。
- そうすると、今回算定した想定資機材数に含まれているのは行政職員分のみであり、民生委員や自治会分は含まれていないので、そのような方々も含めて管理するのであれば、その分も計上する必要があるということか。
- 追加で必要になると思うが、現時点で要支援者数や支援者数が精査し切れていないため、今回は含めていない。また、消防分や指定地方公共機関分など、県で確保する必要があるものもあるが、今回は数字に含めていない。今回の算定とは別に必要になることは認識している。
- 公務員以外の防災業務関係者の被ばく線量管理について、国として明確に定めていない、という理解でよいか。
- その点については、原子力災害対策指針に記載があり、そこに属する組織が決めることになっている。
- したがって、どれくらい個人線量計を用意するかを検討するための素材であると思うので、この数字が、そのような検討に意味を持つということを意識した上で、資機材数を算定していただきたい。
- 実際には、一般公衆の年間線量限度である 1 mSv を被ばく線量限度とするのが現実的だと思う。
- 内閣府の防災業務関係者に関する文書によると、防災業務関係者のうち、民間事業者の従業員については、実施要請機関が、事前に当該業務の実施による追加的な被ばく線量を予測することになっている。茨城県として、例えばUPZ内への物資搬送に従事する人について、被ばく線量を予測するためのマンパワーと技術があるのか伺いたい。
- 活動時間と空間放射線量率から、事前に被ばく量を推計した上で予測することになるかと思う。国が被ばく線量を予測するシステムを作成しているため、活用していきたいと思う。ただし、運用面は課題であると認識している。
- 被ばく線量管理は、他県でも十分に検討されていないところであり、国に必要性を示せば、要望としても挙がってくる論点だと思うので、丁寧に議論していただきたいと思う。

#### (オ) 避難用バスへの同乗

- 「避難用バスへの同乗」について、PAZの想定要員数は「1,300人」と算定しているが、住民50人を乗せて、一時集合所から避難所までバスに自治体職員が1名同乗する場合、その者については、避難所まで行けば業務終了ということなのか。そのバスに乗って戻ってくることもあるのではないかと。さらに言えば、そもそも同乗する必要があるのか。住民50人をバスに乗せて避難所に向かってもらおうという方法もあり得る。その方向性により、1,300人が必要なのか、一人も必要ないのか、あるいは一時集合所での対応だけで済むのかなど、その辺りの考え方を教えていただきたい。

- 今回は市町村の意見も参考にし、バスには地域のことを知っている者が最低1名は同乗する必要がある、という前提で算定した。その旨を明記してお示すべきであったと思う。
- 避難先の土地勘がある人は必要だと思うが、バスの中に必要なのか。
- 多くのマンパワーを要することになるが、広域避難であり、かなり長距離の移動が想定される。大型バスに約50人が乗車する中で、車内の住民の状況を報告したり、想定していた避難経路が通行止めとなった場合に急きょ経路を変更したりするときに、災害対策本部などと連絡を取れる職員の同乗が必要であると考え、今回の想定要員数に含めた。実際には、避難所まで行ってから戻ってきて、時間的余裕があれば、もう一度対応をお願いすることもあり得るため、必ずしも資料でお示しした人数が必要になるということではないと考えている。
- バスに同乗した要員が避難元に戻って来る場合もあれば、そのまま避難先で対応する場合もあると思う。

#### (カ) 要員・資機材の応援・支援体制

- 「何のための試算なのか」を明確にした上で、試算していただきたいと思う。今回の試算は、職員が最大限対応できるという想定に立った、最も楽観的なケースである、と感じた。逆に言えば、現実にはこれより厳しくなる可能性がある。それでもなお応援が必要だということが明確になっている以上、応援を必ず要請するフローを構築しなければならないことは明確であるということ、まずは理解した。
- 国や他県などからの応援はすべてUPZ外の避難所運営に回す想定だと思うが、これは、UPZ内の対応を、県とUPZ内の自治体の職員で回せるという前提に立っている。しかし、その前提が崩れた場合の外部からの応援の要請先として、「原子力災害時の相互応援に関する協定」を締結している原発立地自治体も考えられるのではないかと。周辺からの応援をUPZ内の対応に見込まないというのは楽観的であり、当該協定を活用して、専門的知識を持った職員や原子力防災の知識・対応能力を持った職員の応援を検討してよいのではないかと。資料2「要員・資機材の確保方針(1)」のページでは、他の協定と横並びに書かれているが、当該協定に基づく応援については、特別視して考えていくべきではないかと感じた。いずれにせよ、何のための試算かという話は必ず出てくることだと思うので、そのときは当該協定を重視した対応を考えるべきであると思う。
- UPZ外の自治体職員に、UPZ内での業務への応援をお願いするかどうかについては、近隣原発立地自治体が、どれくらいそのような要員を確保し、応援職員として派遣するかどうかの算定にも関わってくる。自然災害と異なり、広域避難の受入れも含め、応援する側の自治体はその辺りのことも考えなければならぬので、要員の確保については、その点も含め丁寧に議論していただきたいと思う。
- 想定した県による応援可能数の最大3,700名を不足分に充て、PAZにおける対応を終えた要員をUPZにおける対応に充てる、という整理をお示したが、ご指摘いただいた点については、実態を踏まえた実効性向上の観点から、検討してまいりたい。

- 算出された要員数は大変ボリューム感が大きく、県職員や国・他県からの応援職員で確保するとしているが、東日本大震災や能登半島地震の際にも応援職員の確保が困難な状況であったため、その実効性は気になる点。今後の方向性として、官民連携による民間事業者の活用の充実も検討していくべきではないか。
- 県や市町村の職員の参集が遅れるなど応援職員の確保が十分にできない場合の対応も織り込んでおくべき。
- 放射線測定機器類は、必要数の確保も重要だが、定期的な点検・校正の実施や、電池切れへの対応など、いざというときに使用できないことがないようにしておくことも必要である。また、JAEAの研究所など県内の原子力事業所あるいは放射線関連の研究機関においては、放射線測定機器類を多く保有していることから、緊急時に提供してもらうことも検討できるのではないかと。

#### (キ) 資機材の搬送体制

- 資料2「資機材の搬送体制」において、「県トラック協会等の協力を得て物資を搬送」とあるが、これだけ多くの拠点にこれだけ大量の資機材を運ぶことが可能なか疑問である。「資機材の備蓄状況」のページに倉庫の記載があり、そこでできるだけ対応するという話かもしれないが、必要資機材数を精査した上で、倉庫に置ききれない資機材をどうするかという視点がないと、算定した数字が無駄になってしまうのではないかと思う。
- 資機材については、物資の搬送の流れをお示ししたが、実態や実効性といった観点を踏まえ、検討してまいりたい。
- 発災直後は県内の資機材で賄うしかない。発災から数日経過し、1週間以内に実施するUPZの住民の一時移転までの間には、県外からも資機材が運ばれ、つくば市の倉庫などに一旦入れ、そこで配分して各市町村に搬送するスキームを想定していると思う。しかし、それが資料から読み取りにくく、議論しにくい。自然災害では直ちに食料品などの支援物資を被災自治体に送るが、原子力災害では一定のタイムラグが発生する。最初の段階で必要なのは数日分の資機材を県内で確保することであり、それ以降は近隣の都道府県から搬送してもらう、という区別を明確にしていただければよいと思う。

#### (ク) まとめ

- 今回の議論で最も焦点となったのは、資料2「要員の確保見込み」における「防災業務への動員可能想定数」が妥当か否かというところだと思う。3交代の前提も含め、資機材も共通するが、この想定数が何を表すのか、ギリギリの数字なのか、最低限確保すべきものなのか、あるいは「これくらいはできる」ということの想定なのか、どのように読み取るべきかが明確でない。茨城県としては、この想定数を前提として、例えば、近隣の都道府県などに応援を要請したり、県内でも調整を行ったりすると思う。その際に、この想定数をどのように使うのかが不明確であるため、次回までに整理していただきたい。それができれば、次の議論につながると思う。

- 2点目は資源配分の問題であるが、原子力に関わる防災業務も必要である一方で、本来、災害対策として重要なのは、要支援者への対応など、人命に直結する部分に要員や資機材を優先的に配分することであり、どの業務を優先し、必要な人員をどこから確保していくのかについて、改めて考えてほしいとの意見があった。これは原子力防災の枠内だけでは議論しにくいですが、県や市町村で議論していく必要がある論点だと思う。
- 3点目は想定資機材数の算定についてであるが、県や市町村が使用する分だけでなく、県が協力を依頼する防災業務関係者に必要な資機材も算定する必要があると思う。そこまで含めて算定することを検討していただきたい。

(注) 「(2) 質疑応答・意見」には、事前に聴取した欠席委員の意見を含む。